

建設工事の入札に係る予定価格事前公表の試行の終了について

東松島市では平成19年10月25日に制定した「東松島市予定価格事前公表の試行に関する要綱」により、市が発注する建設工事について予定価格の事前公表を試行してきたところです。

今般、国の指針に基づき、競争入札の公正な競争性を確保するため、予定価格の事前公表の試行を終了することとします。

1 実施日及び対象

令和5年4月1日から発注するすべての建設工事

2 入札執行回数等

- ・入札回数は3回までとします。
- ・3回の入札で落札者又は落札候補者が決まらなかった場合、予定価格と最低入札との差が予定価格の10%以内であれば随意契約の折衝を行うことができるものとします。(総合評価落札方式は除く)
- ・最低制限価格制度は従来どおり適用します。

3 予定価格の公表の時期

予定価格については、入札（不落となった入札を除く）終了後、最低制限価格とともに入札参加者へ速やかに公表します。

4 予定価格の事前公表の廃止に伴う協力依頼

予定価格の事前公表の廃止に伴い、情報管理の徹底を図る観点から執務室への入室制限を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

5 その他

予定価格や最低制限価格等の情報提供を求める等の不当な行為を行った事業者は、厳に指名停止措置等を行います。